

【様式 2】

[用紙番号 国土交通省—22]

個表番号	2-⑯	法 律 名	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（S50 法 67）
条 項	〈土地区画整理法 126①〉	事務内容	都道府県、市町村に対する是正の要求 ※96において準用
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づく上記の事務・権限は、住宅街区整備事業の適正な施行を確保するため、同法に違反する都道府県、市町村の処分又は工事に対して、同法の解釈権を持つ国土交通大臣が、同法の施行に関して必要なものとして行うものである。			
したがって、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法を所管し、その解釈権を有する国でなければ、適切に行うことができないため、広域的実施体制に対して、上記事務を移譲することはできない。			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法を所管しない広域的実施体制が、国に代わって上記事務を行うことは法制度上適切ではなく、移譲の例外とすべきである。			
なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、地方公共団体が行う住宅街区整備事業の適切な執行を担保するための執行体制を検討する。			

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—23]

個表番号	2-⑩	法律名	公有地の拡大の推進に関する法律（S47 法 66）
条項	19②	事務内容	報告徴収、立入検査（土地開発公社）

① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由

土地開発公社は、地方公共団体が設立し、地方公共団体に代わって国民から公共用地の取得等を行うもので、業務の公共性がきわめて高いことから、その健全な運営が特に確保される必要がある。

本条項に基づき実施する土地開発公社への報告徴収又は立入検査については、都道府県が設立しようとする場合の認可権者であると同時にすべての土地開発公社の包括的監督権者である主務大臣が、土地開発公社の業務運営に関して、設立団体（地方公共団体）又はその長に対し命令及び是正を求める権限（第19条第5項）を処理するための前提条件となる手続きである。

主務大臣としての監督権限は、土地開発公社の主な業務が公共用地の取得というきわめて公共性の高い業務であることに鑑み、地方公共団体のいわば分身ともいえる同公社について、地方公共団体とは異なる視点のもとで、設立団体（地方公共団体）又はその長に対して一元的に行使すべきものである。本条項に基づく報告徴収又は立入検査に係る権限は、この主務大臣としての監督権限の効率的かつ迅速な行使のために地方整備局長に委任されているものであり、主務大臣としての監督権限と一体をなすものである。

したがって、国と異なる主体である広域的実施体制は、現行法体系上、主務大臣による一元的な監督に係る事務・権限を担うことはできない。

② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

上記①のとおり。

なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、土地開発公社に対する監督を適切に行うための執行体制を検討する。

## 【様式2】

[用紙番号 国土交通省—24]

個表番号	2-②3	法 律 名	地方道路公社法（S 45 法 82）
条 項	5④ 9②	事務内容	道路の整備に関する基本計画の変更に係る同意 定款を作成する場合の基本計画についての同意
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
※指定区間内国道における道路の整備に関する基本計画の変更に係る同意等の道路管理関係事務については、「用紙番号 国土交通省—57」で記載している指定区間内国道の道路管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（②及び③についても同じ）。			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—25]

個表番号	2-②③	法律名	地方道路公社法（S 45 法 82）
条項		事務内容	地方道路公社の設立認可等
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
○道路公社は、設立団体である地方公共団体の区域及びその周辺の地域において、道路無料公開原則（道路法の原則）の例外である有料道路事業等を行うことができるものであり、都道府県及び政令指定都市が設立した道路公社による有料道路事業の道路交通上の影響は地域ブロックを超える広域的なものとなり得ることから、全国的視野に立って設立の妥当性等を判断する必要がある。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であって、道路行政における有料道路を含む道路網全体の新設・改築・管理に係る制度（法令、計画、予算等）の企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制が行うことはできない。			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
上記①のとおり。			

<事務内容及び条項>

- ・定款変更認可（5②）
- ・道路公社設立認可（9①）
- ・国交大臣から総務大臣への協議（道路公社設立認可時）（9③）
- ・監査結果の意見提出を受けること（12⑤）
- ・業務方法書変更認可（22②）
- ・道路公社余裕金を運用できる有価証券の指定等（31）
- ・道路公社解散認可（34③）
- ・都道府県知事から国交大臣への事前協議（34⑥）
- ・清算中に就職した清算人からの届出を受けること（35の4）
- ・裁判所に意見を述べること等（道路公社の解散等）（36の2③④）
- ・清算完了の届出を受けること（36の3）
- ・報告徴収、立入検査（38①）
- ・監督命令（39）
- ・設立団体が二以上ある道路公社の行うことができる業務の認可（41①）

## 【様式2】

[用紙番号 国土交通省—26]

個表番号	2-②5	法律名	都市再開発法（S44 法 38）
条項	124② 126①	事務内容	独立行政法人都市再生機構に対する勧告、助言等 独立行政法人都市再生機構に対する是正の要求
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
市街地再開発事業の施行者としての独立行政法人都市再生機構に対する事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言又は援助及び事業の適正な施行を図るための是正の要求については、これらの事業の認可権限と一体不可分のものだが、これらの事業の認可権限は地方整備局長に委任されていないため、広域的実施体制に対して、上記事務を移譲することはできない。			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>独立行政法人都市再生機構が行う市街地再開発事業の適切な執行の担保については、事業の認可権限を有する国でしか判断することができないため、国が行うものとする。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、独立行政法人都市再生機構が行う市街地再開発事業の適切な執行を担保するための執行体制を検討する。</p>			

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—27]

個表番号	2-②6	法律名	都市計画法（S43 法 100）
条項	5③	事務内容	協議を受け、同意すること (都道府県の都市計画区域指定)

① 当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

都市計画区域の指定は、都市計画法を適用して都市計画決定、都市計画制限、都市計画事業の実施等を行う区域を定める制度の根幹をなすものである。都市計画区域は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため、一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域である。その区域の決定にあたっては、国土の利用に関する国の政策との整合を判断する必要があるが、同意・協議により当該判断を行うことは国の役割であり、広域的実施体制では当該判断を行うことができないため、上記の事務を移譲することはできない。

② 広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

国の政策との整合を判断することができない広域的実施体制が実施することは制度上でできないため、広域的実施体制に対する移譲の例外とすべきである。

なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、都道府県が都市計画区域を指定しようとするときの同意・協議を行うための執行体制を検討する。

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—28]

個表番号	2-②6	法律名	都市計画法（S43 法 100）
条項	6⑤	事務内容	必要な報告を求めること (都道府県の基礎調査の結果)
<b>① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
都市計画法に基づく上記事務は、都道府県が行う都市計画区域についての人口規模、土地利用等の現況及び見通しについての調査の結果を把握することで、都市計画の策定とその実施の適切な遂行を確保することを目的として、都市計画の決定若しくは変更又はそのための指示等をし得る立場の国土交通大臣が必要な報告を求めるものである。 上記の立場に立ち得ない広域的実施体制が報告を求めるることは制度の目的から不需要であるため、上記事務を移譲することはできない。			
<b>② 広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
都市計画の決定若しくは変更又はそのための指示等をし得る立場の者が都市の現状、見通しを把握するための仕組みであるため、そのような立場に立ち得ない広域的実施体制が報告を求める必要がないため、広域的実施体制に対する移譲の例外とすべきである。 なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、都道府県の基礎調査の結果について必要な報告を求めるための執行体制を検討する。			

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—29]

個表番号	2-②6	法律名	都市計画法（S43 法 100）
条項	20①	事務内容	図書の写しの送付を受けること (都道府県又は市町村の都市計画の決定)
<b>① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
都市計画法に基づく上記事務は、都市計画に関する情報を共有して相互の都市計画の一体性を確保することを目的として、都市計画決定権者になり得る市町村、都道府県及び国土交通大臣に対して関係図書を送付するものである。			
国土交通大臣が定める都市計画の決定に関する権限は、地方整備局長に委任されていないため、都市計画決定権者ではない広域的実施体制に対して図書を送付することは制度の目的から不必要であり、上記事務を移譲することはできない。			
<b>② 広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
都市計画決定権者相互の情報共有の仕組みであるため、都市計画決定権者ではない広域的実施体制に図書を送付する必要がないため、広域的実施体制に対する移譲の例外とすべきである。			
なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、市町村又は都道府県から都市計画の図書の写しの送付を受けるための執行体制を検討する。			

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—30]

個表番号	2-②⑥	法 律 名	都市計画法 (S43 法 100)
条 項		事務内容	
	59①②⑥、60 ①、60 の 2②、 61 62①  63①  72③  80①②  81①②③  82① (都道府県又 は市町村が第 一号法定受託 事務として施 行する事業に 係る事務)		都市計画事業を施行することの認可等 (国が施行する都市計画事業を除く)  都市計画事業の認可等の告示等 (国が施行する都市計画事業を除く) 事業計画の変更認可 (国が施行する都市計画事業を除く) 土地等の収用又は使用に係る告示 (国が施行する都市計画事業を除く) 国の機関以外の施行者に対し報告徴収、勧告、助 言等をすること 許可の取り消し、変更等の命令等 (国が施行する都市計画事業を除く) 立入検査 (国が施行する都市計画事業を除く)

① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

都市計画法に基づく上記の事務・権限は、市町村又は都道府県が第一号法定受託事務として施行する都市計画事業の認可及びそれに付随する事務であるが、第一号法定受託事務は、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要がある事務であることから、認可等により、当該都市計画事業の適正さを確保することは国の役割であり、国の立場に立ち得ない広域的実施体制は実施できず、上記の事務を移譲することはできない。

② 広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

国の立場に立ち得ない広域的実施体制が実施することは制度上できないため、広域的実施体制に対する移譲の例外とすべきである。

なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、都市計画事業の認可及びそれに付随する事務を行うための執行体制を検討する。

## 【様式2】

[用紙番号 国土交通省—31]

個表番号	2-⑧	法 律 名	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（S 41 法 45）
条 項	5①③	事務内容	特定交通安全施設等整備事業実施計画の作成等
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
※指定区間内国道における特定交通安全施設等整備事業実施計画の作成等については、 「用紙番号 国土交通省—57」で記載している指定区間内国道の道路管理事務と一 体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（②及び③についても同じ）。			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			

## 【様式2】

[用紙番号 国土交通省—32]

個表番号	2-③③	法律名	河川法（S 39 法 167）
条項	※別紙参照	事務内容	一級河川の整備・管理関係事務 ※別紙参照
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
○一級河川に係る一定の事務を移譲した場合も、国土交通大臣が指定区間を含めて一級河川の河川管理者であることに変わりはない。このため、移譲した場合も、国土交通大臣は、河川管理者として、災害発生時の人的・物的被害の甚大性・広域性等から、国土保全・国民経済上の特に重要な水系に係る一級河川の整備・管理に万全を期し、国民の生命・財産等を守る責任を有することとなる。したがって、国土交通大臣は、治水安全度の全国的なバランスの確保等の観点から、河川整備全体の長期的な目標を設定する河川整備基本方針や、河川工事等の執行の基本となる河川整備計画を策定し、毎年度の一級河川の整備・管理に係る予算を措置すること等により、移譲後も、国が現在自ら整備・管理している場合と同様の整備・管理水準が一級河川全体において確保されるとともに、国家的見地から行う河川管理に係る判断とその事務の執行が迅速かつ的確に実施されるよう制度的に担保される必要がある。			
○この点、現在の地方整備局長への権限の委任は、国土交通大臣が全国の地方整備局に対して、同一組織内のものとして強力な指揮監督権を有することを前提としたものであり、このような組織の一体性から全国的なバランスを保ちつつ、適正・迅速・確実・適切な整備・管理を確保することが可能となっているところである。			
○「修正試案」中の「法定受託事務」（第一号法定受託事務）は、地方自治法において「都道府県・・・が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの」とされているところである。他方、一級河川の整備・管理に関する事務は、上述のとおり、甚大な災害からの国民の生命・財産の保護という国家的重要性に係るものであり、かつ、最終的に責任を負い権限を有する公物管理者としての責務を果たすために行ってきたものであつて、従前地方公共団体が法定受託事務として実施してきた事務とは大きく異なるところであり、このような事務の性格は移譲後も何ら変わることはない。さらに、当該事務は、現行の法定受託事務で規定されている「適正な処理を特に確保する」観点だけでなく、「迅速性・確実性・適切性」の確保といった観点（公共サービス基本法第3条参照）に基づき国による関与が必要不可欠である。これらのことから、一級河川の整備・管理に関する事務については新たな事務類型とし、有事平時を問わず、現在国土交通大臣が自らの事務として整備・管理する場合と同等の高い整備・管理水準が全国にわたって安定的かつ永続的に確保されるとともに、国家的見地から行う国の判断とその事務の執行が迅速、的確かつ確実に実施されるよう担保するための新たな国の関与を法律上明確に位置付けることが必要不可欠である。			
○また、以上のことと鑑みれば、 <ul style="list-style-type: none"><li>・「修正試案」中の「国の関与」や「並行権限行使」については、要件・法的効果は不明であるが、認可・同意・並行権限行使はあくまでも事後的・受動的なものであり、自然公物として日々変化する個別状況への対応が求められる一級河川について、現在国自らの事務として整備・管理する場合と同等の高い整備・管理水準が全国的な整合性をもつ</li></ul>			

## 【様式 2】

て適正・迅速・確実・適切性の点から有事平時を問わず常時確保していくことを担保する上で限界がある。指示も適時適切に行うことができるとともにその効果が確実に確保されるものでなければ同様である。また、法定受託事務の「処理基準」はあくまで一般的な基準であることから、同様の限界がある。

- ・「修正試案」中の「大臣への情報提供」や「大臣への事後報告」については、現在の法定受託事務の枠組みにおける資料の提出要求と同様のものであれば、当該要求は「普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料等」の要求に止まり、自然公物として日々変化する個別状況への対応が求められる一級河川について、現在国自らの事務として整備・管理する場合と同等の高い整備・管理水準が全国的な整合性をもって適正・迅速・確実・適切性の点から有事平時を問わず常時確保されているか適時にチェックし、必要に応じ国家的見地からの国の判断を速やかに反映していくことで河川管理上の支障を未然に防止することが担保されないおそれがある。

ため、一級河川の河川管理者たる国土交通大臣がその責任を十全に果たすことができない。

○したがって、「修正試案」では、国民の生命、財産等を守る上で不都合が生じる。

○なお、「修正試案」中の「事業計画」については、直轄事業の毎年度の予算の箇所付けに相当する実施計画は国土交通大臣が作製しており移譲の対象外であるため、当該「事業計画」の内容を明確化して頂きたい。

### ② 広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

○上記不都合を解消するためには、広域的実施体制が特例法に基づく委任により行う事務については新たな事務類型とし、事前事後を問わず移譲された一定の事務が迅速かつ的確に行われることを強い法的拘束力を持って担保するための法律上の措置として、以下のような国土交通大臣の関与を可能とする必要がある。

◇国土交通大臣が決定する計画や予算に基づき、広域的実施体制が執行する仕組み

◇一級河川の管理に関して従わなければならない基準の作成・提示（一般的基準にとどまらず、河川の個別・具体的な状況に照らして災害発生の防止等の観点から必要な基準の類や、個別政策課題の特性に応じた的確な基準の類を示すことを可能とする。）

◇治水上・利水上特に必要と認められる場合等に、広域的実施体制の長に対する法的拘束力を有する必要な措置の適時の指示、広域的実施体制の長が当該指示に正当な理由なく従わない場合等の国土交通大臣自らによる事務の直接執行（広域的実施体制の職員に対する直接的な指揮等も可能。法令違反等の場合に限定せず、裁判手続きを経ることは不要）

◇広域的実施体制の長が一級河川の整備・管理に係る一定の事務を行おうとする場合の国土交通大臣の認可等

◇広域的実施体制の長が行う事務処理の執行状況の適時の調査（報告徴収、実地調査等）、これらの結果の公表及び報告・届出・通知

○なお、個別の事務ごとにどのような関与が必要であるかについては、新たな事務類型との関与について基本的な考え方をまとめた後に、当該事務の内容等を踏まえて具体に整理していくべきものと考える。

○また、上記新たな事務類型とすることに伴い、また、独任制の長の権限と責任を明確にす

## 【様式 2】

る必要があることから、広域的実施体制の議会が議決・調査権を行使することが想定されない。

○さらに、大規模災害時等の緊急時において、国土交通大臣が直接執行できる仕組みや、全国の広域的実施体制の長や職員に対して直接指揮等できる仕組みが必要である。

○効果的・効率的な広域行政の実現の観点から、構成団体の事務権限の持ち寄りと政令市が加入する必要がある。

### ③ 移譲の例外とすべきと考える理由

○一級河川の管理については、河川管理者として国家的見地から行う国の判断とその事務の執行が迅速かつ的確に実施されることが担保される組織、体制、公務員制度等が整備されなければ、事務の移譲の例外とする必要がある。

○一級河川の流域内の都府県等の全てが広域的実施体制に参加していない場合には、現在国土交通大臣が自らの事務として行う場合と同様の水系一貫した総合的な河川の整備・管理水準が確保されないおそれがあることから、当該一級河川に係る事務は移譲の例外とする必要がある。

【様式2】

別紙

個表番号	2-33	法 律 名	河川法（S39法167）
条 項	【河川管理者としての権限】	事務内容	河川区域のうち、堤外の土地の区域のうち河川法6条1項に掲げる区域と一体として管理を行う必要がある区域の指定 高規格堤防特別区域の指定 樹林帯区域の指定 6条1項3号の区域、高規格堤防特別区域、樹林帯区域の指定等に係る公示 6条1項3号の区域の指定に係る港湾管理者等への協議 樹林帯区域の指定に係る農林水産大臣等への協議 河川台帳の調製、保管 ダム等の操作規則の制定 操作規則の制定等に係る他の河川管理者に対する協議 市町村長が工事を施行する際の協議 兼用工作物の工事等の協議 工事原因者の工事の施行等の指示 附帯工事の施行 河川管理者以外の者が河川工事等を行う場合の承認 工事の施行に伴う損失の補償 洪水時等における緊急措置 洪水時等における緊急措置に係る損失補償の協議※22の2⑥、57③、58の6③、76②、89⑨において準用 高規格堤防の他人の土地における原状回復措置等 流水の占用の許可（特定水利使用の一部に係るもの） 河川区域内の土地の占用の許可（特定水利使用の一部に係るもの） 河川区域内の土地における土石等の採取の許可 河川区域内の土地における工作物の新築等の許可（特定水利使用の一部に係るもの）
	6①③		
	6②		
	6③		
	6④		
	6⑤		
	6⑥		
	12①		
	14①②		
	15		
	16 の 3①		
	17①②		
	18		
	19		
	20		
	21①③④		
	22①～⑥		
	〈22④⑤〉		
	22 の 2①～③⑤		
	23、40①		
	24		
	25		
	26①④⑤、40①		

【様式 2】

	27①⑤		河川区域内の土地における土地の掘削等の許可（特定水利使用の一部に係るものを除く）
	28		竹木の流送等の許可
	29①		河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可
	30①②		ダム等の工作物の完成検査
	31①②		工作物の用途廃止の許可、原状回復命令
	32④		流水占用、土地占用及び土石等採取の許可に係る都道府県知事への通知
	33③		許可に基づく地位の承継の届出を受けること
	34①		許可に基づく権利の譲渡に係る承認（特定水利使用の一部に係るものを除く）
	35①②		許可又は承認に係る関係行政機関の長との協議
	36①⑤		許可又は承認に係る関係地方公共団体の長の意見の聴取
	37		工作物に関する工事の施行
	38		水利使用の申請があった場合の関係河川使用者への通知（特定水利使用の一部に係るものを除く）
	39		関係河川使用者の意見の申出を受けること（特定水利使用の一部に係るものを除く）
	40②		公益性が著しく大きい水利使用の許可に係る社会資本整備審議会の意見の聴取
	43①⑥		損失防止施設の設置に係る確認（特定水利使用の一部に係るものを除く）
	44①		ダム設置に係る河川の従前の機能の維持に係る措置に関する指示（特定水利使用の一部に係るものを除く）
	46①		ダムの操作状況の通報を受けること
	47①②④		ダムの操作規程の承認（特定水利使用の一部に係るものを除く）
	49		ダムの操作に関する記録の提出を求めること
	50②		管理主任技術者の選任の届出を受けること
	52		洪水調節のための指示
	53 の 2①～③		渇水時における水利使用の特例の承認
	54①④		河川保全区域の指定

【様式 2】

	54②		河川保全区域の指定に係る関係都道府県知事の意見の聴取
	55①		河川保全区域における行為の許可（特定水利使用の一部に係るもの）
	56①③		河川予定地の指定
	57①②		河川予定地における行為の許可（特定水利使用の一部に係るもの）
	58 の 2①②		河川立体区域の指定
	58 の 3①④		河川保全立体区域の指定
	58 の 3②		河川保全立体区域の指定に係る関係都道府県知事の意見の聴取
	58 の 4①		河川保全立体区域における行為の許可（特定水利使用の一部に係るもの）
	58 の 5①③		河川予定立体区域の指定
	58 の 6①②		河川予定立体区域における行為の許可（特定水利使用の一部に係るもの）
	63①②		他の都府県の費用の負担
	66		兼用工作物の管理に要する費用負担に係る協議
	67		原因者負担金の請求
	68②		附帯工事に要する費用の請求
	70①		受益者負担金の請求
	70 の 2①②		特別水利使用者負担金の請求
	74①～③⑤		負担金、流水占用料等の督促、強制徴収
	75①～⑦		監督処分（許可・承認の取消し・変更等）（特定水利使用の一部に係るもの）
	76①③		監督処分に伴う損失補償（特定水利使用の一部に係るもの）
	77①		河川監理員の任命、権限行使
	78①		許可を受けた者等からの報告徴収・立入検査
	88		許可を受けたものとみなされるものからの届出を受けること
	89①～③⑤⑥⑧		調査、工事等のための立入り等
	90①		許可等に条件を付すこと（特定水利使用の一部に係るもの）
	95		河川の使用等に関する国の特例

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—33]

個表番号	2-③③	法 律 名	河川法（S 39 法 167）
条 項	【国土交通大臣の権限】 78①	事務内容	許可を受けた者等からの報告徴収・立入検査
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
○当該権限は、国土交通大臣が河川全般に係る河川行政の企画・立案等を行うために必要な河川全般についての動向・実態を広く把握するため、国土交通大臣が河川管理者ではない二級河川を含めた河川全般について報告徴収・立入検査を行うことができることを定めたものである。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制が行うことはできないものである。			
② 広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
○上記①のとおり。 なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自ら実施することを含め、許可を受けた者等からの報告徴収・立入検査を適切に行うための執行体制を検討する。			

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—34]

個表番号	2-③③	法 律 名	河川法（S 39 法 167）
条 項	【国土交通大臣の権限】 79①	事務内容	指定区間内の一級河川の管理を都道府県が行おうとするときの認可
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>○当該権限は、指定区間を含めて定める河川整備基本方針と一体不可分である河川整備計画は全国的な整備バランスを確保する必要があること、指定区間の改良工事については国の費用負担が定められていること等を前提として、治水安全度の全国的なバランスや水系一貫管理の確保等の観点からの適切性等を判断する必要から定められているものであるところ、一定区域における事務を担う組織であり、河川の管理に関する制度の企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制が行うことはできない。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではない。</p> <p>○効率的・効果的に事務を執行するためには、指定区間内の一級河川の都道府県の事務を広域的実施体制に持ち寄ることが不可欠であり、この場合には、広域的実施体制が上記事務を行おうとするとき国土交通大臣が認可する必要がある。</p>			
② 広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>○上記①のとおり。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自ら実施することを含め、指定区間内の一級河川の管理を行おうとするときの認可を適切に行うための執行体制を検討する。</p>			

## 【様式2】

[用紙番号 国土交通省—35]

個表番号	2-③③	法 律 名	河川法（S39 法 167）
条 項	【国土交通大臣の権限】 79②	事務内容	都道府県知事が、管理する二級河川で河川整備計画の作成、河川工事等を行おうとする場合に係る協議・同意
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>○当該権限は、二級河川について河川管理行政の全国的な統一性を確保する必要があること、二級河川の改良工事については国の費用負担が定められていること等を前提として、治水安全度の全国的なバランスの確保等の観点からの適切性等を判断する必要から定められているものであるところ、一定区域における事務を担う組織であり、河川の管理に関する制度の企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制が行うことはできない。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではない。</p> <p>○効率的・効果的に事務を執行するためには、指定区間内の二級河川の都道府県の事務を広域的実施体制に持ち寄ることが不可欠であり、この場合には、広域的実施体制が上記事務を行おうとするとき国土交通大臣の協議・同意が必要である。</p>			
② 広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>○上記①のとおり。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自ら実施することを含め、二級河川で河川整備計画の作成、河川工事等を行おうとする場合に係る協議・同意を適切に行うための執行体制を検討する。</p>			

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—36]

個表番号	2-③③	法 律 名	河川法（S 39 法 167）
条 項	16 の 2①③～⑥ ＜16 の 2③～⑥＞	事務内容	河川整備計画の策定（変更） 河川整備計画の制定（変更）※16 の 2⑦において準用
<b>① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○一級河川に係る一定の事務を移譲した場合も、国土交通大臣が指定区間を含めて一級河川の河川管理者であることは変わらない。</p> <p>○よって、移譲後も、国土交通大臣は、河川管理者として、災害発生時的人的・物的被害の甚大性・広域性等から、国土保全・国民経済上の特に重要な水系に係る一級河川の整備・管理に万全を期し、国民の生命・財産等を守る責任を有することとなる。</p> <p>○一方、指定区間は、市街地等に甚大な被害が発生するおそれがない、激甚な災害が発生したことがない等、相当規模の整備・管理を行う必要が相対的に低い区間であることから、例外的に都府県等に事務を移譲しているものである。</p> <p>○国土交通大臣が、一級河川の河川管理者としてその責任を果たしていくためには、一定の事務の移譲後も、指定区間外については、移譲の例外である河川整備基本方針、予算措置等と一体のものとして河川工事等の執行の基本となる長期計画である河川整備計画を定めなければ、これまでと同様に河川の整備・管理が確実に行われることが担保されないおそれがある（上下流・左右岸の利害の対立により、河川整備計画が策定・変更されない等の場合には、国民の生命・財産を守ることはできない。）。</p> <p>○また、移譲の例外である特定多目的ダム法の基本計画の策定は、河川整備基本方針、河川整備計画、基本計画を国土交通大臣が一体のもとして策定することにより、効率的かつ整合的な整備・管理を図ることが可能となる。</p> <p>○よって、当てはめ案では、徒に制度を複雑化させ、一級河川の河川管理者としてその最終的に責任を負う国土交通大臣が、これまでと同様の高い整備・管理水準を確実・的確・迅速・効率的に確保していく上で、不都合が生じる。</p>			
<b>② 広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>○上記の不都合は、一級河川の河川管理者である国土交通大臣が河川整備計画を策定しなければ解消されないため、移譲の例外とする必要がある。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自ら実施することを含め、河川整備計画の策定（変更）を適切に行うための執行体制を検討する。</p>			

## 【様式2】

[用紙番号 国土交通省—37]

個表番号	2-③③	法律名	河川法（S 39 法 167）
条項	53①③、42②～④	事務内容	渇水時における水利使用の調整事務、損失補償の裁定
<b>① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○当該事務は、渇水時において上下流・左右岸の利害が対立し、水利使用者間だけでは水利使用の調整が成立しない場合において、あつせん・調停により水利使用者間の利害対立の調整を行うものであり、紛争当事者からは中立的な立場にある第三者が当該調整を行ことが強く求められる。</p> <p>○しかしながら、広域的実施体制の長が構成団体の長との兼務を妨げないとされているため、渇水時の紛争当事者である都府県知事が広域的実施体制の長を兼務している場合には、渇水調整に求められる調整者の第三者性が確保されないおそれがあるという不都合が生じるものであり、事務区分や国の関与について議論することにはならないものである。</p> <p>○上記については、水利使用の許可を受けた者と関係河川使用者との損失補償に係る協議が成立しない場合における裁定についても同様である。</p>			
<b>② 広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<p>○上記のような渇水調整等に求められる第三者性が確保されないおそれがある場合には、国土交通大臣が代わって当該調整を行うこととする仕組みを併せて設ける必要がある。</p>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>○上記①②のとおり。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自ら実施することを含め、渇水時における水利使用の調整事務等を適切に行うための執行体制を検討する。</p>			

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—38]

個表番号	2-③④	法 律 名	共同溝の整備等に関する特別措置法（S 38 法 81）
	3②③ 4 5①④ 6① 7①～④ 8 11①② 12①②、14① 17 18① 19 20、21 <道路法 73>	事務内容	都道府県公安委員会の意見をきくこと（国交大臣の共同溝整備道路の指定に対し意見を述べるとき） 共同溝整備道路における許可等の制限 関係公益事業者の意見を求めること等（共同溝の建設について） 共同溝整備計画の作成 共同溝の占用予定者に意見書の提出を求めること等 共同溝の建設廃止等 共同溝管理規程を定めること等 共同溝の占用の許可 共同溝の占用許可に基づく権利義務の譲渡の認可 公益物件敷設の届出を受けること（共同溝の占用許可を受けた公益事業者） 工事の中止等を命ずること（共同溝の占用の許可を受けた公益事業者） 共同溝に関する負担金の徴収 共同溝に関する負担金の強制徴収※25において準用
条 項	事務内容		
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由		※指定区間内国道における共同溝の建設、共同溝の占用の許可等の道路管理関係事務については、「用紙番号 国土交通省—57」で記載している指定区間内国道の道路管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（②及び③についても同じ）。	
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—39]

個表番号	2-⑩	法 律 名	不動産の鑑定評価に関する法律 (S38 法 152)
条 項		事務内容	
	23①		<不動産鑑定業者に関する事務>
	24		不動産鑑定業者の登録申請書の受理
	25		不動産鑑定業者の登録
	〈24〉		不動産鑑定業者の登録の拒否
	〈25〉		不動産鑑定業者の変更登録※27④で準用
	26③		不動産鑑定業者の変更登録の拒否※27④で準用
	27②		不動産鑑定業者の登録換えの通知
	28		不動産鑑定業者の変更登録申請書の受理
	29①		事業実績概要書等の受理
	30		廃業等の届出の受理
	31①②		不動産鑑定業者の登録の消除
	32②		不動産鑑定業者登録簿等の供覧等
	41		登録申請手数料の徴収
	43①～③		不動産鑑定業者に対する監督処分
	44		不動産鑑定業者に対する聴聞等
	45①		不動産鑑定業者に対する監督処分の公告
	46		不動産鑑定業者に対する報告の徴求及び立入検査
			不動産鑑定業者に対する助言及び勧告

① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由

不動産鑑定業は、他人の求めに応じ報酬を得て、不動産の鑑定評価（不動産の経済価値を判定し、その結果を価額に表示すること）を業として行うもので、土地等の適正な価格の形成に寄与するものであり、その成果は社会的に強い影響力を持つことから、国として利用者の利益の保護と業の健全な発達を図る必要がある。このため、不動産の鑑定評価に係る業務の適正な運営を確保するため、国による登録制度を実施しているところである。（なお、一の都道府県の区域内のみに事務所を有する事業者に限り、都道府県知事の登録制度としているが、これは、このような事業者の事業活動が一の都道府県の区域内にとどまる実態を踏えたものである。）

国土交通大臣の有する登録制度に係る事務・権限について、主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長にその一部を委任しているが、これは、規制・監督の効率的な実施や事業者の利便等の観点から国の機関である地方整備局を便宜的に活用しているものである。

地方整備局長は、国土交通大臣からの委任により「国土交通大臣登録」を実施し、事業者が主たる事務所を移転し管轄する地方整備局長が変更になったとしても同一の登録であるように、国土交通大臣による一元的な登録制度となっている。このため、国と異なる主体である広域的実施体制は、区域外権限行使の有無にかかわらず、現行法体系上、国土交通大臣による一元的な登録制度に係る事務・権限を担うことはできない。

② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

上記①のとおり。

なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、不動産鑑定業者に対する規制・監督を適切に行うための執行体制を検討する。

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—40]

個表番号	2-⑩	法 律 名	不動産の鑑定評価に関する法律 (S38 法 152)
条 項		事務内容	
	17①③ 18 19① 20① 40①～③ 42 43①～③ 43④ 44 50		<不動産鑑定士に関する事務> 不動産鑑定士の登録等 不動産鑑定士の変更の登録 不動産鑑定士の死亡等の届出の受理 不動産鑑定士の登録の消除 不動産鑑定士に対する懲戒処分 不動産鑑定士が行った不当な鑑定評価等に対する措置要求の受理 不動産鑑定士に対する聴聞等 土地鑑定委員会への意見聴取 不動産鑑定士に対する懲戒処分の公告 不動産鑑定士等の団体に対する報告徴収及び助言等

① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由

不動産鑑定士の中核的業務である不動産の鑑定評価（不動産の経済価値を判定し、その結果を価額に表示すること）は、不動産取引においてのみならず、国が行う地価公示の基礎となるなど不動産に関連する様々な場面で利用されることから、土地等の適正な価格の形成に資するよう高い技術的水準のもと公正妥当に行われなければならない。このように不動産の鑑定評価は強い社会的・公共的意義を有することから、不動産鑑定士の業務独占とともに、国が一元的に国家資格制度を実施しているところである。

国土交通大臣の有する不動産鑑定士に係る標記事務・権限について、不動産鑑定士の住所地を管轄する地方整備局長にその一部を委任しているが、これは、規制・監督の効率的な実施や事業者の利便等の観点から国の機関である地方整備局を便宜的に活用しているものである。

地方整備局長は、国土交通大臣からの委任により国土交通省に備える「不動産鑑定士名簿」に不動産鑑定士を登録し、不動産鑑定士の住所変更により、当該住所地を管轄する地方整備局長が変更になったとしても同一の名簿による登録であるように、国土交通大臣による一元的な国家資格制度となっている。このため、国と異なる主体である広域的実施体制は、区域外権限行使の有無にかかわらず、現行法体系上、国土交通大臣による一元的な国家資格制度に係る事務・権限を担うことはできない。

② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

①で述べたとおり。

なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、不動産鑑定士に対する規制・監督を適切に行うための執行体制を検討する。

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—41]

個表番号	2-③8	法律名	住宅地区改良法（S35 法 84）
条項	5①②	事務内容	事業計画の協議

①「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由

国土交通大臣は地方公共団体の申出に基づき改良地区を指定することとされており、事業計画の策定に当たっては、指定された改良地区との整合（改良地区となっている土地の区域について事業を実施するまでの必要性）を確認する必要がある。そのため、事業計画の協議先は改良地区の指定権限を有する国とする必要がある。

②特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

③移譲の例外とすべきと考える理由

①で述べたとおり、事業計画は改良地区の指定との整合性を図る必要があるところ、事業計画の協議先を改良地区の指定権限を有する国とする必要がある。

## 【様式2】

[用紙番号 国土交通省—42]

個表番号	2-③8	法 律 名	住宅地区改良法（S35 法 84）
条 項	32 34	事務内容	技術的援助の請求を受けること 都道府県又は市町村に対する住宅地区改良事業の施行等に関する報告徴収、勧告等
①「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>都道府県又は市町村に対する住宅地区改良事業の施行等に関する報告徴収、勧告等は、住宅地区改良事業が適切に図られるよう、国土交通大臣が有する住宅地区改良法の企画・立案等に係る権限を裏付けとして、住宅地区改良法の趣旨を踏まえて裁量的・専門的な判断に基づき行使されるもの、住宅地区改良法の適正な執行を担保する観点から行使されるものである。よって、住宅地区改良法の企画・立案等の権限を有する国がその一環で行うものであり、国でない広域的実施体制が行う必要性・適格性はない。</p>			
②特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>①で述べたとおり、住宅地区改良法の企画・立案等の権限と一体不可分であり広域的実施体制に対する委譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。</p>			

## 【様式2】

[用紙番号 国土交通省—43]

個表番号	2-③8	法 律 名	住宅地区改良法（S35 法 84）
条 項	〈公営住宅法 44 ①③、46①〉 36	事務内容	改良住宅の処分に係る承認等（都道府県・市町村） ※29①において準用 改良住宅の処分に係る承認等を使用とするときの 厚生労働大臣との協議（都道府県・市町村）

## ①「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条において、補助財産の処分については各省各庁の長の承認を受ける必要があるとしており、上記住宅地区改良法の規定は、特に国庫補助財産である改良住宅の処分（用途廃止の承認等）について承認を行い、国費を投入した政策の目的達成を担保することを目的としたものであるため、国（国土交通大臣）でなければ判断することができない。

## ②特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

## ③移譲の例外とすべきと考える理由

①で述べたとおり、国庫補助金を投入した政策目的の担保に関わる判断に関する事項であり、国でしか判断できないため、広域的実施体制への移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。

## 【様式2】

[用紙番号 国土交通省—44]

個表番号	2-③8	法律名	住宅地区改良法（S35 法 84）
条項	33①	事務内容	施行者（都道府県知事・市町村長）に対して、その処分の取消しその他必要な措置を求めること
①「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>施行者の工事等が住宅地区改良法、同法に基づく命令又は国土交通大臣の処分に違反していると認められる場合に施行者等に対して工事の中止等の必要な措置を求めるることは、法律の解釈権に由来する権限であり、住宅地区改良法の適正な施行を確保する責任がある国土交通大臣が一元的に行わなければならず、国ではない広域的実施体制が行うことはできない。</p>			
②特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>①で述べたとおり、法律の解釈権と一体不可分であり、広域的実施体制に対する委譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。</p>			

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—45]

個表番号	2-③9	法律名	下水道法（S33法79）
条項	37②	事務内容	都道府県知事に対する指示
①「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
当該権限は、下水道行政の全国的な総括者・責任者として、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止するため、都道府県知事が指示をするべき下水道について、都道府県知事に対し必要な指示をするべきことを指示するものであり、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は下水道行政に係る企画・立案、法令解釈権を有する国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものである。			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
上記①のとおり。 なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自ら実施することを含め、都道府県知事に対する指示を適切に行うための執行体制を検討する。			

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—46]

個表番号	2-③9	法律名	下水道法（S33法79）
条項	39①	事務内容	報告徴収
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
当該権限は、下水道の整備状況等に関する資料を集め、全国的に下水道の整備状況等に関する基礎資料を整備して下水道の整備状況等の実態を把握するとともに、将来最も効果的な下水道の整備等を行うことができるよう下水道行政の企画立案に資するため、下水道管理者から報告を求めるものである。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制が行うことはできないものである。			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
上記①のとおり。 なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自ら実施することを含め、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者からの報告徴収を適切に行うための執行体制を検討する。			

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—47]

個表番号	2-④①	法律名	特定多目的ダム法（S32 法 35）
条項	31①③ 32①	事務内容	特定多目的ダムの操作規則を定めること等 危険防止のために通知し、必要な措置をとること
① 当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
○特定多目的ダムの操作規則、放流に関する通知等に関する事務については、「用紙番号 国土交通省—32」で記載する河川の整備・管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（②及び③についても同じ）。			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			

## [用紙番号 国土交通省—48]

個表番号	2-④②	法律名	高速自動車国道法（S32 法 79）
条項	※別紙参照	事務内容	高速自動車国道の新設又は改築、維持、修繕その他の管理に係る事務
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>○高規格幹線道路を構成する高速自動車国道は、主要な国道と一体となって全国的な幹線道路ネットワークの根幹を形成しており、国際競争力の向上・確保のため、また、災害時の緊急物資輸送ルートとしての機能を十全に発揮させるため、当該高速国道の整備・管理に係る一定の事務を移譲する場合には、現在国土交通大臣が自らの事務として管理する場合と同等の高い機能・管理水準が全国的な整合性をもって常に確保されるとともに、国家的見地から行う道路の整備・管理に係る判断とその事務の執行が迅速かつ的確に実施されるよう制度的に担保される必要がある。</p> <p>○よって、国土交通大臣（本省）が、現行制度と同様、全国的な道路ネットワークの形成等の観点から必要な高速自動車国道の整備・管理の内容や水準を定め、毎年度の予算を措置すること等により、当該整備・管理が確実に実施される仕組みが必要である。</p> <p>○この点、現在の地方整備局長への権限の委任は、国土交通大臣が全国の地方整備局に対して、同一組織内のものとして強力な指揮監督権を有することを前提としたものであり、このような組織の一体性から全国的なバランスを保ちつつ、適正・迅速・確実・適切な整備・管理を確保することが可能となっているところである。</p> <p>○しかしながら、移譲した場合の事務について「修正試案」のように措置された場合、以下のような支障がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「修正試案」中の「法定受託事務」（第一号法定受託事務）は、地方自治法において「都道府県・・・が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの」とされているところである。他方、高速自動車国道の整備・管理に関する事務は、上述のとおり甚大な災害からの国民の生命・財産の保護、全国的な広域ネットワーク形成、国際競争力の確保等、国家的重要性に係るものであり、かつ、最終的に責任を負い権限を有する公物管理者としての責務を果たすために行ってきたものであつて、従前地方公共団体が法定受託事務として実施してきた事務とは大きく異なるところであり、このような事務の性格は移譲後も何ら変わることはない。さらに、当該事務は、現行の法定受託事務で規定されている「適正な処理を特に確保する」観点だけでなく、「迅速性・確実性・適切性」の確保といった新たな観点（公共サービス基本法第3条参照）に基づき国による関与が必要不可欠である。これらのことから、高速自動車国道の整備・管理に関する事務については新たな事務類型とし、有事平時を問わず、現在国土交通大臣が自らの事務として整備・管理する場合と同等の高い機能・管理水準が全国にわたって途切れることなく常に確保されるとともに、国家的見地から行う道路の整備・管理に係る国の判断とその事務の執行が迅速、的確かつ確実に実施されるよう担保するための新たな国の関与を法律上明確に位置付けることが必要不可欠である。</li> <li>・「修正試案」中の国の関与や並行権限行使については、要件・法的効果が不明であるが、認可・同意はあくまで事後の・受動的な措置であり、地方自治法上認められている代執行</li> </ul>			

## 【様式2】

は裁判を経る必要があるため、交通の危険防止など日々変化する個別状況への迅速な対応、重要な政策課題への適確な対応、大規模災害時の全国的な対応に限界がある。また、

「法定受託事務の処理基準」はあくまで一般的な基準であることから、同様の限界があり、指示も適時適切に行うことができるとともにその効果が確実に確保されるものである必要がある。

・「修正試案」中の「事業計画」については、直轄事業の毎年度の予算の箇所付けに相当する実施計画は国土交通大臣が作製しており移譲の対象外であるが、これとの関係が不明確であることなどから、まずはその内容を明確化して頂きたい。

・「修正試案」中の「大臣への情報提供」や「大臣への事後報告」については、現在の法定受託事務の枠組みにおける資料の提出要求と同様のものであれば、当該要求は「普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料等」の要求に止まつており、現在国自らの事務として整備・管理する場合と同等の高い機能・管理水準が全国的な整合性をもって適正・迅速・確実・適切性の観点から有事平時を問わず常時確保されているか適時にチェックし、必要に応じ国家的見地からの国の判断を速やかに反映していくことで道路管理上の支障を未然に防止することが担保されないおそれがある。

○したがって、「修正試案」では、高速自動車国道について上述のような国際競争力の向上・確保、国民の生命を守る災害時の緊急物資輸送ルートとしての機能確保のための適切な整備・管理を行う上で不都合が生じる。

○なお、今回の移譲は、高速自動車国道の管理に係る国土交通大臣の権限のうち、現在地方整備局長に委任されている一部について、特例法の規定に基づく委任により、特例的（実験的）に特定広域連合等の長が行うことができるとするものであり、高速自動車国道法において高速自動車国道の管理を行うとされる者が国土交通大臣である点に変更はない。

### ②特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

○上記不都合を解消するためには、広域的実施体制が特例法に基づく委任により行う事務については新たな事務類型とし、その上で、事前事後を問わず委任された一定の執行事務が迅速かつ的確に行われることを強い法的拘束力を持って担保するための法律上の措置として、以下のような国土交通大臣の関与を可能とすることが必要である。

- ・国土交通大臣が決定する計画や予算に基づき、広域的実施体制が執行する仕組み
- ・道路の整備・管理に関して従わなければならない基準の作成・提示（一般的な基準にとどまらず、道路の個別の路線・事業箇所等の具体的な状況に照らして交通危険防止等の観点から必要な基準の類や、個別政策課題の特性に応じた的確な基準の類を示すことを可能とする。）
- ・道路の整備・管理上必要があると認められる場合等に、広域的実施体制の長に対する法的拘束力を有する必要な措置の適時の指示、及び広域的実施体制の長が当該指示に正当な理由なく従わない場合等の国土交通大臣自らによる事務の直接執行（広域的実施体制の職員に対する直接的な指揮等も可能。法令違反等の場合に限定せず、裁判手続を経ることも不要。）
- ・広域的実施体制の長が道路の整備・管理に係る一定の事務を行おうとする場合の国土交通大臣の認可等

## 【様式2】

- ・広域的実施体制の長が行う事務処理の執行状況の調査（報告徴収、実地調査等）、これらの結果の公表及び報告・届出・通知

なお、これらの関与のうち個別の事務ごとにどのような関与が必要であるかについては、このような新たな事務類型及び国土交通大臣の関与について基本的な考え方がまとまつた後に、事務の内容等を踏まえて具体的に整理していくべきものと考える。

- また、上記新たな事務類型とすることに伴い、また、独任制の長の権限と責任を明確にする必要があることから、広域的実施体制の議会が議決・調査権を行使することが想定されない。
- また、大規模災害時等の緊急時において、国土交通大臣が直接執行できる仕組みや全国の広域的実施体制の長や職員に対して直接指揮等できる仕組みが必要。
- 効果的・効率的な広域行政の実現の観点から、構成団体の事務権限の持ち寄りと政令市が加入する必要がある。

### ③移譲の例外とすべきと考える理由

- 高速自動車国道の整備・管理については、道路管理者として国家的見地から行う国の判断とその事務の執行が迅速かつ的確に実施されることが担保される組織、体制、公務員制度等が整備されなければ、事務の移譲の例外とする必要がある。
- 事務の移譲を受ける区域内の都道府県等のすべてが広域的実施体制に参加していない場合には、現在国土交通大臣が自らの事務として行う場合と同等の高い機能・管理水準が全国的な整合性をもって常に確保されないおそれがあることから、当該高速自動車国道に係る事務は移譲の例外とする必要がある。

## 【様式 2】

## 別紙

条項	事務内容
6	高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、その他管理等
7①②	高速自動車国道の区域の決定及び供用の開始等
7 の 2①②	共用高速自動車国道管理施設について協議して管理方法を定めること
8①～④	兼用工作物の管理者と協議して管理方法を定めること等
11 の 2①②⑤	高速自動車国道との連結許可
11 の 5②、11 の 6	連結許可等に基づく地位を承継した者からの届出を受けること等
11 の 7	連結許可等に条件を付すこと
〈道路法 71①～③〉	連結許可等に対する監督処分等 ※11 の 8 において準用
13①②	特別沿道区域の指定
14②～⑥	特別沿道区域内の違反建築物等に対する措置命令等
〈13①②〉	道路供用までの間の特別沿道区域の指定 ※16 において準用
〈14②～⑥〉	道路供用までの間の特別沿道区域内の違反建築物等に対する措置命令等※16 において準用
17②	高速自動車国道の入口等への道路標識設置
18	高速自動車国道への立入等の違反行為者に対する措置命令
19①	道路監理員に処分違反者に対する措置命令権限を行わせること
〈道路法 95 の 2②〉	区画線を設ける場合等の公安委員会との調整 ※24 の 2 において準用
25①	道路法の適用
15①②	特別沿道区域内の土地の所有者等に対する損失補償
〈14⑤⑥〉	特別沿道区域内の土地の所有者等に対する損失補償の協議等※15③において準用
〈14⑤⑥〉	特別沿道区域内の土地の所有者等に対する損失補償の協議等※15③において準用
〈15①②〉	道路供用までの間の特別沿道区域内の土地の所有者等に対する損失補償※16 において準用
20 の 2	国及び都道府県の負担すべき管理に要する費用等に係る道路管理者との協議・決定等 ※高速自動車国道の道路管理者
20 の 2	国及び都道府県の負担すべき管理に要する費用等に係る道路管理者との協議・決定等 ※国道の道路管理者
21①②	国及び都道府県の負担すべき兼用工作物の費用等に係る工作物管理者との協議・決定
〈8③〉	兼用工作物の管理者と協議して費用を定めること ※21③において準用

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—49]

個表番号	2-④③	法 律 名	駐車場法（S 32 法 106）
条 項	4③④	事務内容	駐車場整備計画を定めようとする際に意見を述べ、定めた際の通知を受けること
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
※指定区間内国道における道路管理関係事務である駐車場整備計画を定めようとする際に意見を述べ、定めた際の通知を受けることについては、「用紙番号 国土交通省—57」で記載している指定区間内国道の道路管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（②及び③についても同じ）。			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			

## 【様式2】

[用紙番号 国土交通省—50]

個表番号	2-④④	法律名	道路整備特別措置法 (S31 法 7)
条項	38①	事務内容	共用管理施設等の管理に要する費用に係る分担する金額及び方法の協議【道路管理者としての権限】
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
※指定区間内国道における共用管理施設等の管理に要する費用に係る分担する金額及び方法の協議については、「用紙番号 国土交通省—57」で記載している指定区間内国道の道路管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（②及び③についても同じ。）。			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—51]

個表番号	2-④	法律名	道路整備特別措置法 (S31 法 7)
条項		事務内容	有料道路事業等に関する事務
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
○有料道路制度は道路無料公開原則（道路法の原則）の例外であって、一般財源によってい ては建設の遅延が発生する道路の整備の必要性と、当該道路の利用者が受ける特別の利益 とを勘案した上で適用されるべき制度である。その適用の妥当性については、当該道路の 整備の必要性や有料道路制度を適用した場合の道路交通上の影響を踏まえた、地域的・全 国的な道路網の機能の発揮という観点からの判断が必要である。このため、移譲した場合 の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は国土交通大臣 又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域内にお ける事務を担う組織であり、道路行政における有料道路を含む道路網全体の新設・改築・ 管理に係る制度（法令、計画、予算等）の企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施 体制が行うこととはできない。			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
上記①のとおり。			

<事務内容及び条項>

- ・地方道路公社が行う一般国道等の新設等に係る許可等 (10①、④～⑦)
- ・地方道路公社が行う料金の徴収の特例の許可等 (11①、④～⑥)
- ・地方道路公社が行う一般国道等の維持等の特例の許可等 (15①、④～⑥)
- ・有料道路管理者が行う道路の新設等に係る許可等 (18②～④)
- ・有料道路管理者が行う料金の徴収の特例の許可等 (19②③)
- ・地方道路公社への資金の貸付 (20①)
- ・地方道路公社が行う一般国道等の工事の廃止の許可等 (21①⑤)
- ・有料道路管理者が行う道路の工事の廃止に係る届出受理 (21④)
- ・地方道路公社又は有料道路管理者が定める料金徴収の対象等に係る認可 (24③)
- ・都道府県若しくは市町村である道路管理者の行う工事又は地方道路公社が行う工事に係  
る検査等 (27①～④)
- ・都道府県からの報告の徴収 (27⑥)
- ・地方道路公社又は地方公共団体が双方の当事者である費用負担の協議に係る裁定を行  
うこと※38③において準用 (38②、<9③>)
- ・地方道路公社が管理する国道等に係る監督処分を行うこと (46①)
- ・地方道路公社に対し助言、勧告等を行うこと (48①)
- ・有料道路管理者が管理する道路の地方道路公社への引継ぎの許可をすること (50⑤)

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—52]

個表番号	2-④5	法律名	都市公園法 (S31 法 79)
条 項	30① 30② 31	事務内容	都市公園の設置等に係る地方公共団体からの報告を受けること 都市公園の設置等に係る地方公共団体への報告徵求等 都市公園の行政又は技術に関する勧告等
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由	<p>地方自治体が設置する都市公園についての上記の事務は、都市公園行政の適切な実施が図られるよう、国土交通大臣が有する都市公園行政に関する制度（法令、計画、予算等）の企画・立案等に係る権限の裏付けとして、全国的な視野に立った裁量的・専門的な判断に基づき行使されるもの、制度の適正な執行を担保する観点から行使されるものである。</p> <p>したがって、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、都市公園法を所管しないためその解釈・是正権を持たず、また我が国全体の都市公園行政を所管しないためその企画立案権を持たない広域的実施体制に対して、上記事務を移譲することはできない。</p>		
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

都市公園法及び我が国全体の都市公園行政を所管する立場には立ちえない広域的実施体制が、国に代わって上記事務を行うことは法制度上適切ではなく、移譲の例外とすべきである。

なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、都市公園の設置等に係る報告及び勧告に関する事務を適切に行うための執行体制を検討する。

## 【様式2】

[用紙番号 国土交通省—53]

個表番号	2-④⑤	法 律 名	都市公園法 (S31 法 79)
条 項		事務内容	
	2 の 3		都市公園の管理
	5①②		公園施設の設置又は管理の許可等
	5 の 2①②		兼用工作物の管理
	5 の 3		公園管理者の権限の代行
	6①～③、7		都市公園の占用の許可等
	8		許可の条件を付すこと
	9		国の行う都市公園の占用の特例許可のための協議
	10②		原状回復等の指示
	12①		国の設置に係る都市公園における行為許可
	<8>		許可の条件を付すこと※12②において準用
	12 の 6		兼用工作物の管理に要する費用の負担に係る協議
	13		都市公園の損傷等の原因者の負担
	14②		附帯工事に要する費用を負担させること
	16		都市公園の保存
	17①③		都市公園台帳の作成・保管等
	20		都市公園を立体区域とすること
	22①②		公園一体建物に関する協定
	25①③		公園保全立体区域の指定
	26②④		公園保全立体区域における行為の制限
	27①～⑦、⑩		都市公園における監督処分
	28①～④		監督処分に伴う損失の補償
	<2 の 3>		公園予定区域の管理※33④において準用
	<5①②>		予定公園施設の設置又は管理の許可等※33④において準用
	<6①～③、7>		公園予定区域の占用の許可等※33④において準用
	<8>		許可の条件を付すこと※33④において準用
	<9>		国の行う公園予定区域の占用の特例許可のための協議
	<10②>		※33④において準用
	<12①>		原状回復等の指示※33④において準用
	<13>		国の設置に係る公園予定区域における行為許可
	<14②>		※33④において準用
	<25①③>		公園予定区域の公園保全立体区域の指定※33④において準用
	<26②④>		公園予定区域の公園保全立体区域における行為の制限

【様式2】

	<27①～⑦、⑩> <28①～④>		※33④において準用 公園予定区域における監督処分※33④において準用 監督処分に伴う損失の補償※33④において準用
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国が設置する都市公園である国営公園は、           <ul style="list-style-type: none"> <li>・一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置するもの（都市公園法第2条第1項第2号イ）</li> <li>・国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため、閣議の決定を経て設置するもの（都市公園法第2条第1項第2号ロ）</li> </ul>           であり、国において当該公園を設置すべき区域、公園施設として設ける施設の種類、数量及び規模の概要等について定めた上で、適切に整備及び管理を行う必要がある。         </li> <li>○ このため、広域的実施体制が、国営公園の整備及び管理についての事務を執行するにあたっては、その執行状況について国において責任を持って関与し、移譲後も、国が現在自ら整備・管理する場合と同等に十分な機能と管理水準を全ての国営公園において維持できるよう、制度的に担保される必要がある。</li> <li>○ この点、現在の地方整備局長への権限の委任は、国土交通大臣が地方整備局に対して、同一組織内のものとして強力な指揮監督権を有することを前提としたものであり、このような組織の一体性から国が設置する公園として適正・迅速・確実・適切な整備・管理を確保することが可能となっているところである。</li> <li>○ しかしながら、移譲した場合の事務について「修正試案」のように措置された場合、以下のような支障がある。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・「修正試案」中の「法定受託事務」（第一号法定受託事務）は、地方自治法において「都道府県・・・が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの」とされているところである。他方、国営公園の整備・管理に関する事務は、上述のとおり国家的記念事業である等、国家的重要性に係るものであつて、かつ、最終的に責任を負い権限を有する公物管理者としての責務を果たすために行ってきたものであり、従前地方公共団体が法定受託事務として実施してきた事務とは大きく異なるところであり、このような事務の性格は移譲後も何ら変わることはない。さらに、当該事務は、現行の法定受託事務で規定されている「適正な処理を特に確保する」観点だけでなく、「迅速性・確実性・適切性」の確保といった新たな観点（公共サービス基本法第3条参照）に基づく国による関与が必要不可欠である。これらのことから、国営公園の整備・管理に関する事務については新たな事務類型とし、有事平時を問わず、現在国土交通大臣が自らの事務として整備・管理する場合と同等の高い機能・管理水準が全ての国営公園で常に確保されるとともに、国家的見地から行う国営公園の整備・管理に係る国の判断とその事務の執行が迅速、的確かつ確実に実施されるよう担保するための新たな国の関与を法律上明確に位置付けることが必要不可欠である。</li> <li>・「修正試案」中の国の関与や並行権限行使については、要件・法的効果が不明であるが、認可・同意はあくまで事後的・受動的な措置であり、地方自治法上認められている代執行は裁判を経る必要があるため、国営公園利用者の安全確保など日々変化する個別状況への</li> </ul> </li> </ul>			

## 【様式 2】

迅速な対応、重要な政策課題への適確な対応、大規模災害時の対応に限界がある。また、「法定受託事務の処理基準」はあくまで一般的な基準であることから、同様の限界があり、指示も適時適切に行うことができるとともにその効果が確実に確保されるものである必要がある。

- ・「修正試案」中の「事業計画」については、直轄事業の毎年度の予算の箇所付けに相当する実施計画は国土交通大臣が作製しており移譲の対象外であるが、これとの関係が不明確であることなどから、まずはその内容を明確化して頂きたい。
- ・「修正試案」中の「大臣への情報提供」や「大臣への事後報告」については、現在の法定受託事務の枠組みにおける資料の提出要求と同様のものであれば、当該要求は「普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料等」の要求に止まつており、現在国自らの事務として整備・管理する場合と同等の高い機能・管理水準が全国的な整合性をもって適正・迅速・確実・適切性の観点から有事平時を問わず常時確保されているか適時にチェックし、必要に応じ国家的見地からの国の判断を速やかに反映していくことで国営公園の管理上の支障を未然に防止することが担保されないおそれがある。
- したがって、「修正試案」では、国営公園について上述のような適切な整備・管理を確保する上で不都合が生じる。
- なお、今回の移譲は、国営公園の管理者である国土交通大臣の権限のうち、現在、地方整備局長に委任されている一部について、特例法の規定に基づく委任により、特例的（実験的）に特定広域連合等の長が行うことできることとするものであり、都市公園法における国営公園の管理者が国土交通大臣である点に変更はない。

### ② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

- 上述のとおり、広域的実施体制が特例法に基づく委任により行う事務については新たな事務類型とし、その上で、事前事後を問わず委任された一定の執行事務が迅速かつ的確に行われることを強い法的拘束力を持って担保するための法律上の措置として、以下のような国土交通大臣の関与を可能とすることが必要である。
  - ・国土交通大臣が決定する計画や予算に基づき、広域的実施体制が執行する仕組み
  - ・国営公園の整備・管理に関して、広域的実施体制が従わなければならぬ基準の作成・提示（一般的な基準にとどまらず、国営公園の個別具体的な状況に照らして国営公園利用者の安全確保等の観点から必要な基準の類や、個別政策課題の特性に応じた的確な基準の類を示すことを可能とする。）
  - ・公園施設の設置許可等に係る国の承認
  - ・国営公園の整備・管理に関して特に必要と認められる場合等に、広域的実施体制の長に対する必要な措置の適時の指示、及び、広域的実施体制の長が当該指示に正当な理由なく従わない場合の国土交通大臣自らによる事務の直接執行（広域的実施体制の職員に対する直接的な指揮等も可能。法令違反等の場合に限定せず、裁判手続を経ることも不要。）
  - ・広域的実施体制の長が行う事務処理の執行状況の調査（報告提出、実地調査等）、これらの結果の公表及び報告・届出・通知

なお、これらの関与のうち個別の事務ごとにどのような関与が必要であるかについては、このような新たな事務類型及び国土交通大臣の関与について基本的な考え方がまとめた

【様式2】

後に、事務の内容等を踏まえて具体的に整理していくべきものと考える。

- また、上記新たな事務類型とすることに伴い、また、独任制の長の権限と責任を明確にする必要があることから、広域的実施体制の議会が議決・調査権行使することが想定されない。

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—54]

個表番号	2-④6	法律名	土地区画整理法（S29 法 119）
条項	123② 126①	事務内容	独立行政法人都市再生機構に対する勧告、助言等 独立行政法人都市再生機構に対する是正の要求
<b>① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
土地区画整理事業の施行者としての独立行政法人都市再生機構に対する事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言又は援助及び事業の適正な施行を図るための是正の要求については、これらの事業の認可権限と一体不可分のものだが、これらの事業の認可権限は地方整備局長に委任されていないため、広域的実施体制に対して、上記事務を移譲することはできない。			
<b>② 広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
独立行政法人都市再生機構が行う土地区画整理事業の適切な執行の担保については、事業の認可権限を有する国でしか判断することができないため、国が行うものとする。 なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、独立行政法人都市再生機構が行う土地区画整理事業の適切な執行を担保するための執行体制を検討する。			

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—55]

個表番号	2-④6	法律名	土地区画整理法（S29 法 119）
条項	126①	事務内容	都道府県、市町村に対する是正の要求
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
土地区画整理法に基づく上記の事務・権限は、土地区画整理事業の適正な施行を確保するため、同法に違反する都道府県、市町村の処分又は工事に対して、同法の解釈権を持つ国土交通大臣が、同法の施行に関して必要なものとして行うものである。 したがって、土地区画整理法を所管し、その解釈権を有する国でなければ、適切に行うことができないため、広域的実施体制に対して、上記事務を移譲することはできない。			
② 広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
土地区画整理法を所管しない広域的実施体制が、国に代わって上記事務を行うことは法制度上適切ではなく、移譲の例外とすべきである。 なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、地方公共団体が行う土地区画整理事業の適切な執行を担保するための執行体制を検討する。			

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—56]

個表番号	2-④7	法 律 名	宅地建物取引業法 (S27 法 176)
条 項		事務内容	
	3①③ 3 の 2① 4① 6 8①② 9 10 11① 25④⑥⑦ <25④> <25④> <25④> <25④>		宅地建物取引業の免許及び免許の更新等 免許に条件を付し、及びこれを変更すること 免許申請書の受理 免許証の交付 宅地建物取引業者名簿への登載 免許申請事項の変更の届出受理 宅地建物取引業者名簿等を閲覧に供すること 廃業等の届出受理 営業保証金供託済の届出、催告、免許取消 事務所新設の場合の営業保証金供託済の届出※26②において準用 宅地建物取引業保証協会の弁済業務保証金供託済の届出※64 の 7③において準用 社員の地位を失った場合の営業保証金供託済の届出※64 の 15において準用 宅地建物取引業保証協会の指定の取消し等の場合の営業保証金供託済の届出※64 の 23において準用 営業保証金の不足額の供託の届出 業務を行う場所の届出 宅地建物取引業保証協会の社員身分得喪の報告 宅地建物取引業者に対する指示及び業務の停止 宅地建物取引業者の免許の取消し 宅地建物取引業者の公告及び免許の取消し 聴聞を行うこと 監督処分の公告、報告徵収 宅地建物取引業者に対する指導、助言及び勧告 宅地建物取引業者に対する報告徵収、立入検査
	28② 50② 64 の 4② 65①② 66①② 67① 69①② 70①③ 71 72①②		

① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由

宅地及び建物の取引は国民生活及び経済活動に与える影響が大きいことから、国として購入者等の利益の保護とその流通の円滑化を図る必要がある。このため、宅地及び建物の取引に係る業務の適正な運営と取引の公正を確保するため、国による免許制度を実施しているところである。（なお、一の都道府県の区域内のみに事務所を有する事業者に限り、都道府県知事の免許制度としているが、これは、このような事業者の事業活動が一の都道府県の区域内にとどまる実態を踏まえたものである。）

国土交通大臣の有する免許制度に係る事務・権限について、主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長にその一部を委任しているが、これは、規制・監督の効率的な実施や事業者の利便等の観点から国の機関である地方整備局を便宜的に活用しているものである。

地方整備局長は、国土交通大臣からの委任により「国土交通大臣免許」を付与し、事業者が主たる事務所を移転し管轄する地方整備局長が変更になったとしても同一の免許であるように、国土交通大臣による一元的な免許制度となっている。このため、国と異なる主体である広域的実施体制は、区域外権限行使の有無にかかわらず、現行法体系上、国土交通大臣による一元的な免許制度に係る事務・権限を担うことはできない。

② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

上記①のとおり。なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、宅地建物取引業者に対する規制・監督を適切に行うための執行体制を検討する。

## 【様式2】

[用紙番号 国土交通省—57]

個表番号	2-④8	法律名	道路法 (S27 法 180)
条項	※別紙参照	事務内容	指定区間内国道の新設又は改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に係る事務
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
○高規格幹線道路や主要な国道として国が管理している指定区間内国道は、高速自動車国道と一体となって全国的な幹線道路ネットワークの根幹を形成しており、国際競争力の向上・確保のため、また、災害時の緊急物資輸送ルートとしての機能を十全に発揮させるため、当該国道の整備・管理に係る一定の事務を移譲する場合には、現在国土交通大臣が自らの事務として管理する場合と同等の高い機能・管理水準が全国的な整合性をもって常に確保されるとともに、国家的見地から行う道路の整備・管理に係る判断とその事務の執行が迅速かつ的確に実施されるよう制度的に担保される必要がある。			
○よって、国土交通大臣（本省）が、現行制度と同様、全国的な道路ネットワークの形成等の観点から必要な国道の整備・管理の内容や水準を定め、毎年度の予算を措置すること等により、当該整備・管理が確実に実施される仕組みが必要である。			
○この点、現在の地方整備局長への権限の委任は、国土交通大臣が全国の地方整備局に対して、同一組織内のものとして強力な指揮監督権を有することを前提としたものであり、このような組織の一体性から全国的なバランスを保ちつつ、適正・迅速・確実・適切な整備・管理を確保することが可能となっているところである。			
○しかしながら、移譲した場合の事務について「修正試案」のように措置された場合、以下のような支障がある。			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「修正試案」中の「法定受託事務」（第一号法定受託事務）は、地方自治法において「都道府県・・・が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの」とされているところである。他方、指定区間内国道の整備・管理に関する事務は、上述のとおり甚大な災害からの国民の生命・財産の保護、全国的な広域ネットワーク形成、国際競争力の確保等、国家的重要性に係るものであり、かつ、最終的に責任を負い権限を有する公物管理者としての責務を果たすために開拓してきたものであつて、従前地方公共団体が法定受託事務として実施してきた事務とは大きく異なるところであり、このような事務の性格は移譲後も何ら変わることはない。さらに、当該事務は、現行の法定受託事務で規定されている「適正な処理を特に確保する」観点だけでなく、「迅速性・確実性・適切性」の確保といった新たな観点（公共サービス基本法第3条参照）に基づき国による関与が必要不可欠である。これらのことから、指定区間内国道の整備・管理に関する事務については新たな事務類型とし、有事平時を問わず、現在国土交通大臣が自らの事務として整備・管理する場合と同等の高い機能・管理水準が全国にわたって途切れることなく常に確保されるとともに、国家的見地から行う道路の整備・管理に係る国の判断とその事務の執行が迅速、的確かつ確実に実施されるよう担保するための新たな国の関与を法律上明確に位置付けることが必要不可欠である。</li> <li>・「修正試案」中の国の関与や並行権限行使については、要件・法的効果が不明であるが、</li> </ul>			

## 【様式 2】

認可・同意はあくまで事後的・受動的な措置であり、地方自治法上認められている代執行は裁判を経る必要があるため、交通の危険防止など日々変化する個別状況への迅速な対応、重要な政策課題への適確な対応、大規模災害時の全国的な対応に限界がある。また、「法定受託事務の処理基準」はあくまで一般的な基準であることから、同様の限界があり、指示も適時適切に行うことができるとともにその効果が確実に確保されるものである必要がある。

- ・「修正試案」中の「事業計画」については、直轄事業の毎年度の予算の箇所付けに相当する実施計画は国土交通大臣が作製しており移譲の対象外であるが、これとの関係が不明確であることなどから、まずはその内容を明確化して頂きたい。
- ・「修正試案」中の「大臣への情報提供」や「大臣への事後報告」については、現在の法定受託事務の枠組みにおける資料の提出要求と同様のものであれば、当該要求は「普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料等」の要求に止まつており、現在国自らの事務として整備・管理する場合と同等の高い機能・管理水準が全国的な整合性をもって適正・迅速・確実・適切性の観点から有事平時を問わず常時確保されているか適時にチェックし、必要に応じ国家的見地からの国の判断を速やかに反映していくことで道路管理上の支障を未然に防止することが担保されないおそれがある。

○したがって、「修正試案」では、指定区間内国道について上述のような国際競争力の向上・確保、国民の生命を守る災害時の緊急物資輸送ルートとしての機能確保のための適切な整備・管理を行う上で不都合が生じる。

○なお、今回の移譲は、指定区間内国道の道路管理者である国土交通大臣の権限のうち、現在地方整備局長に委任されている一部について、特例法の規定に基づく委任により、特例的（実験的）に特定広域連合等の長が行うことができることとするものであり、道路法における指定区間内国道の道路管理者が国土交通大臣である点に変更はない。

### ② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

○上記不都合を解消するためには、広域的実施体制が特例法に基づく委任により行う事務については新たな事務類型とし、その上で、事前事後を問わず委任された一定の執行事務が迅速かつ的確に行われることを強い法的拘束力を持って担保するための法律上の措置として、以下のような国土交通大臣の関与を可能とすることが必要である。

- ・国土交通大臣が決定する計画や予算に基づき、広域的実施体制が執行する仕組み
- ・道路の整備・管理に関して従わなければならない基準の作成・提示（一般的な基準にとどまらず、道路の個別の路線・事業箇所等の具体的な状況に照らして交通危険防止等の観点から必要な基準の類や、個別政策課題の特性に応じた的確な基準の類を示すことを可能とする。）
- ・道路の整備・管理上必要があると認められる場合等に、広域的実施体制の長に対する法的拘束力を有する必要な措置の適時の指示、及び広域的実施体制の長が当該指示に正当な理由なく従わない場合等の国土交通大臣自らによる事務の直接執行（広域的実施体制の職員に対する直接的な指揮等も可能。法令違反等の場合に限定せず、裁判手続を経ることも不要。）
- ・広域的実施体制の長が道路の整備・管理に係る一定の事務を行おうとする場合の国土交通大臣の認可等

## 【様式2】

- ・広域的実施体制の長が行う事務処理の執行状況の調査（報告徴収、実地調査等）、これらの結果の公表及び報告・届出・通知

なお、これらの関与のうち個別の事務ごとにどのような関与が必要であるかについては、このような新たな事務類型及び国土交通大臣の関与について基本的な考え方がまとめた後に、事務の内容等を踏まえて具体に整理していくべきものと考える。

- また、上記新たな事務類型とすることに伴い、また、独任制の長の権限と責任を明確にする必要があることから、広域的実施体制の議会が議決・調査権を行使することが想定されない。
- また、大規模災害時等の緊急時において、国土交通大臣が直接執行できる仕組みや全国の広域的実施体制の長や職員に対して直接指揮等できる仕組みが必要。
- 効果的・効率的な広域行政の実現の観点から、構成団体の事務権限の持ち寄りと政令市が加入する必要がある。

### ③ 移譲の例外とすべきと考える理由

- 指定区間内国道の整備・管理については、道路管理者として国家的見地から行う国の判断とその事務の執行が迅速かつ的確に実施されることが担保される組織、体制、公務員制度等が整備されなければ、事務の移譲の例外とする必要がある。
- 事務の移譲を受ける区域内の都道府県及び政令指定市のすべてが広域的実施体制に参加していない場合には、現在国土交通大臣が自らの事務として行う場合と同等の高い機能・管理水準が全国的な整合性をもって常に確保されないおそれがあることから、当該指定区間内国道に係る事務は移譲の例外とする必要がある。

## 別紙

条項	事務内容
12	国道の改築等
13①	指定区間内の国道の維持・修繕
13③	都道府県に代わって災害復旧工事を行うこと(指定区間外の国道)
18①②	国道の区域決定、供用開始等に係る公示
19 の 2①⑤	共用管理施設の管理に係る協議等
20①②⑥	兼用工作物の管理に係る協議等
21	他の工作物の管理者に対する工事施工命令等
22①	工事原因者に対する工事施行命令等
23①	附帯工事の施工
24	道路管理者以外の者の行う工事に係る承認等
24 の 3	駐車場に係る駐車料金等の表示
28①③	道路台帳の調製等
32①～⑤、33①②、 34、35、36①②	道路占用の許可等
38①②	道路の占用に関する工事の施工等
37①～③	道路の占用の禁止等
40②	原状回復の指示
42①	道路の維持又は修繕
43 の 2	車両の積載物の落下等の予防措置等
44①②④	損害予防のための区域の指定等
44 の 2①～⑤⑦	違法放置物件に対する措置等
45①	道路標識等の設置
46①③	通行の禁止等
47③	限度をこえる車両の通行の禁止等
47 の 2①②⑤	限度をこえる車両の通行の許可
47 の 3①②	車両の通行に関する措置
47 の 4①②	制限を行う場合の道路標識の設置
47 の 5①③～⑥	市町村による歩行安全改築の要請の受理等
47 の 6	道路の立体的区域の決定等
47 の 7①②	道路一体建物に関する協定の締結等
47 の 10①③	道路保全立体区域の指定等
48②④	道路保全立体区域内の制限